

「革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化」 「国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進」 に係る対策・施策の見直しについて

1. 「革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化」に係る対策・施策の見直しについて

- 大綱においては、革新的技術開発により、約744万t-CO₂（対基準年総排出量比▲約0.6%）の排出削減を図るため、
 - ・エネルギー貯蔵や送配電損失低減等の革新的なエネルギー転換技術
 - ・電子機器や輸送機器等製品のエネルギー効率を大幅に向上する基盤技術
 - ・エネルギー多消費型産業等の大幅な省エネルギーを図る革新的プロセス
 - ・システム技術を掲げている。
- 革新的温暖化対策技術は、1998年当時の想定を超えた技術革新によるCO₂、CH₄、N₂Oの排出抑制技術と捉えられるが、2010年までに導入されるのであれば、その時点では既に製品化・市場導入されている通常技術となってしまうことから、他の一般的な産業、業務、家庭、エネルギー転換部門等の温暖化対策技術と分離して評価することが困難と考えられる。このため、中央環境審議会における審議においては、CO₂、CH₄、N₂Oの排出抑制対策の見直し議論の中で併せて取り扱うこととする。
- なお、革新的技術のうちCO₂固定化技術については、2010年までの実用化は困難なことから、2030年までの温暖化対策技術課題と整理することが適当である。
- 2010年が近づく中、リスクの高い技術開発を速やかに実用化・普及へと結びつけていくため、また、第2約束期間以降を見据えた中長期的な観点から、革新的温暖化対策技術の開発はますます必要となっていることから、引き続き、政府と民間企業等の一丸となった革新的温暖化対策技術の開発は必要である。

2. 「国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進」に係る対策・施策の見直しについて

- 大綱においては、「国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進」により、約1562～2222万t-CO₂（対基準年総排出量比▲1.3～1.8%）の排出削減を図るため、
 - ・ 一般国民による取組（民生部門、運輸部門）
 - ・ 事業者による取組（民生業務部門、運輸部門）
 - ・ 国・地方公共団体（民生業務・運輸部門、部門横断的事項）を掲げている。

- これらの対策・施策については、第15回地球環境部会（3月22日）において、
 - ・ 他の区分が温室効果ガスごとの排出量等という区分となっているのに対して、「国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進」は独自の排出量を持たず、それぞれの対策による削減効果は、業務部門の排出量、家庭部門の排出量等に対して発揮されるという特殊性を持ち、この区分の対策の進捗状況を的確に評価するためには、他の区分における削減量からこの区分の対策の削減効果を定量的に分離する必要がある。
 - ・ しかしながら、この区分による対策は、省エネ家電などの効率アップや住宅などの断熱対策などと相まって、全体として削減効果をもたらすものであり、他の対策や様々な前提条件と独立して、こうした対策の効果を評価しても正確性を欠くことになる。との審議がなされた。

- 「国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進」は、CO₂について、主として政府等による情報提供、広報活動、教育等を通じた普及啓発によりその推進を図るべき対策であって、国民各界各層の特段の努力によって実現する取組と捉えられるが、中央環境審議会における審議においては、こうした取組は、省エネ・代エネ対策を実現するための原動力として機能し、普及啓発以外の施策と一体となって効果を発揮することから、CO₂の排出抑制対策の見直し議論の中で併せて取り扱うこととする。

- なお、2010年が近づく中、国民各界各層の特段の努力を具体化させるため、政府自らが実行計画の目標達成に最大限努力して社会をリードするとともに、事業者による供給サイドの取組のみならず、住民等の需要サイドの取組も含めた主体間の連携強化を図り、引き続き、政府と住民等が一丸となって、国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進を進めることが重要である。

